電波法関連法令の改正により、一部のETC車載器は2022年12月1日以降ご使用すると電波法違反になるとされていましたが、令和3年総務省令第７５号により、新スプリアス規格への移行期限が「当分の間」に改正されました。

詳細は[「総務省電波利用ホームページ」](http://www.tele.soumu.go.jp/)をご参照下さい。